

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年7月21日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱

平成 29 年 7 月 21 日

告示第 9 号

(通則)

- 1 「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について（平成 20 年 6 月 12 日）」（以下「特別対策」という。）にかかる市町村への補助については、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が後期高齢者医療の特別対策にかかる事業に必要な費用に充てるため、市町村に対して補助し、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、特別対策にかかる平成 29 年度特別調整交付金交付基準（算定省令第 6 条第 9 号関係）に基づく事業及び以下の事業を市町村が行う場合に、必要な費用を交付の対象とする。
 - (1) 被保険者の心身の健康保持・増進を目的とした各種運動施設、健康施設等の利用費助成
 - (2) 被保険者の心身の健康保持・増進を目的とした自治体その他の団体が行うスポーツ大会、社会参加活動等の各種行事の運営費助成

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表により算出するものとする。ただし別表の第 1 欄の区分ごとに算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更をする場合には、広域連合長の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、広域連合長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、広域連合長が別に定める期間を経過するまで、広域連合長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
 - (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 に

よる調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 6 市町村は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、広域連合長が別に定める日までに広域連合長に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、広域連合長が別に定める日までに広域連合長に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 広域連合長は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 9 広域連合長は、補助金の概算払をする必要があると認める場合には、広域連合の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

（実績報告）

- 10 市町村は、当該年度の事業が完了したとき又は5の(2)により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときには、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から1か月を経過した日（5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成30年4月20日のいずれか早い日までに広域連合長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

- 11 広域連合長は、実績報告書の内容等を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に対して通知する。

（補助金の返還）

- 12 広域連合長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について広域連合に返還することを命ずることができる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ広域連合長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補則)

- 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年7月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。

別表

区分	1 基準額	2 対象経費
長寿・健康増進事業の実施	(1) 健康診査 ①健康診査（追加項目等） (2) 保健指導等 ①健康教育・健康相談事業 ②保健事業に係る市町村との連絡・調整 ③医療が限られた地域の保健事業 (3) 保健事業実施計画の策定 (4) 社会参加活動支援等 ①運動、健康施設等の利用助成 ②社会参加活動等の運営費の助成 ③人間ドックの費用助成 (5) その他、被保険者の健康増進のために必要と認められた事業 ・ 広域連合長が必要と認めた額 ※(4) ①健康施設等の利用助成の場合、400 円×被保険者数を上限とする。 （平成 28 年度交付額と比較し、少ない方を上限額とする。） （被保険者数は、交付申請日の属する月の 1 日現在の人数とすることとする。） ※(4) ③人間ドック費用助成事業の場合、10,000 円×受診者数とする。 （受診者数には、被保険者でない者（生活保護受給者等）、他の機関等から助成を受ける者及び健診受診者を含めないこととする。また、1 人の被保険者は、年度内において 1 回限り対象にすることができる。） （1 人の受診者に対する市町村の助成額が 10,000 円を下回る場合は、その実額を上限とする。）	事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金

別紙様式 1

平成 29 年度

平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金調書

(市町村名)

広域連合			市町村								備 考
歳出予算科目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	う ち 広 域 連合補助金 相 当 額	支出済額	う ち 広 域 連合補助金 相 当 額	
後期高齢者医 療制度特別対 策 補 助 金	円			円	円		円	円		円	

(注) 1 「市町村」の「科目」は、款、項、目をそれぞれ記入すること。

2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。

3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

4 歳入の「科目」について、市町村の一般会計で歳入する場合は、「諸収入／雑入／雑入」によること。

別紙様式 2

番 号
年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長 

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療制度特別対策補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 補助金申請額

事業年度区分	申請金額
平成29年度	円

2 関係書類

- (1) 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金所要額調書（別紙 1、別紙 1 内訳書）
- (2) 平成29年度歳入歳出予算（見込）書抄本

別紙様式 3

番 号
年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長 

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療制度特別対策補助金の変更交付申請について

平成 年 月 日新広総第 号で交付決定を受けた平成
年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金につい
ては、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 補助金申請額

事業年度区分	交付決定金額 ①	変更申請金額 ②	変更後申請金額 ③＝①＋②
平成29年度	円	円	円

2 関係書類

- (1) 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対
策補助金所要額調書（別紙 2、別紙 2 内訳書）
- (2) 平成29年度歳入歳出予算（見込）書抄本

別紙様式 4

番 号
年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

市町村長 

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療制度特別対策補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日新広総第 号で交付決定を受けた標記につ
いて、次により関係書類を添えて報告する。

1 補助金精算額

事業年度区分	精算額
平成29年度	円

2 関係書類

- (1) 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対
策補助金実績額調書（別紙 3、別紙 3 内訳書）
- (2) 平成 29 年度歳入歳出決算（見込）書抄本

平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療制度特別対策補助金交付決定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日 第 号で申請のあった平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金の平成 29 年度事業分については、次のとおり交付することに決定されたので、通知する。

平成 年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長



- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱（平成 29 年 7 月 21 日施行）（以下「交付要綱」という。）の第 3 に定める事業であり、その内容は申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この補助金は、交付要綱の第 4 に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の第 5 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第 10 に定めるところにより行われなければならない。

平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療制度特別対策補助金変更交付決定書

〇〇市町村

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金の平成 29 年度事業分については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、決定内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱（平成 29 年 7 月 21 日施行）の第 3 に定める事業である。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
- | | | |
|-----------------|---|---|
| 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 内今回増加額（今回減少額） | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |
| 内今回追加交付額（今回減少額） | 金 | 円 |

平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療制度特別対策補助金交付額確定通知書

〇〇市町村

平成 年 月 日 第 号で交付決定の通知をした平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金の平成 29 年度事業分については、平成 年 月 日 第 号報告に基づき、交付額が確定されたので通知する。

平成 年 月 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱（平成 29 年 7 月 21 日施行）の第 3 に定める事業である。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
- | | | |
|-----------------|---|---|
| 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 内今回増加額（今回減少額） | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |
| 内今回追加交付額（今回減少額） | 金 | 円 |

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金所要額調書

(市町村名)

区 分		総事業費	寄付金その他の 収入見込額	差引額 (A)－(B)	対象経費の支出 予定額	基準額	選定額	広域連合補助 基本額	広域連合補助 所要額	備考
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
長寿・健康増 進事業の実施	交付要綱別表中 (1)健康診査事 業			0			0	0	0	
	交付要綱別表中 (2)～(5)に係る 事業			0			0	0	0	
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 色のついたセルには計算式が入っていますので、入力不要です。
- 2 (A)欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
- 3 (E)欄は要綱別表で算出した基準額を記入すること。
- 4 (F)欄は各事業内容ごとに(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 5 (G)欄は各事業内容ごとに(F)欄と(C)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
- 6 (H)欄は(G)欄の千円未満切捨て額を記入すること。

(別紙1内訳書)

長寿・健康増進事業 (計画 , 実績)

(市町村名)

事業分類				細分類			
事業名							
目的・事業内容							
実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日						
当該事業に要する費用の計画額				当該事業に要した費用の実績(見込)額			
金 額	左の金額の積算内訳			実施時期	金 額	左の金額の積算内訳	
円				4月 から 10月 までの 実績	月 から 月	円	
						小計	
	※個人に対する助成は下記を記載のこと 一人あたり助成単価 一人あたり助成上限回数 一人あたり最大助成額 事業対象被保険者数(実人数)			11月 から 3月 までの 実績	月 から 月	円	
						小計	
合 計	円			合 計		円	
事業実施後の評価	事業実施後、事業の評価を記載してください。(できるだけ具体的に記入)						

注)1. 各事業ごとに別葉とすること。
2. 「事業分類」欄には、別表の1基準額欄に記載されている事業(1)～(5)から選択して記入すること。
3. 「目的・事業内容」欄には、実施する事業について、目的、項目、対象、実施方法等を具体的に記入すること。
4. 「事業実施後の評価」欄には、目的の達成状況、効果等について、データを用いできるだけ具体的に記入すること。
(詳細について別添可)

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金所要額調書(変更申請)

(市町村名)

区 分		総事業費 (A)	寄付金その他の収入見込額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	広域連合補助基本額 (G)	広域連合補助所要額 (H)	備考
長寿・健康増進事業の実施	交付要綱別表中(1)健康診査事業			0			0	0	0	
	交付要綱別表中(2)～(5)に係る事業			0			0	0	0	
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 色のついたセルには計算式が入っていますので、入力不要です。
 2 (A)欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
 3 (E)欄は要綱別表で算出した基準額を記入すること。
 4 (F)欄は各事業内容ごとに(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 (G)欄は各事業内容ごとに(F)欄と(C)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 (H)欄は(G)欄の千円未満切捨て額を記入すること。

(別紙2内訳書)

長寿・健康増進事業 (計画 , 実績)

(市町村名)

事業分類				細分類			
事業名							
目的・事業内容							
実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日						
当該事業に要する費用の計画額				当該事業に要した費用の実績(見込)額			
金 額	左の金額の積算内訳			実施時期	金 額	左の金額の積算内訳	
円				4月 から 10月 までの 実績	月 から 月	円	
	※個人に対する助成は下記を記載のこと 一人あたり助成単価 一人あたり助成上限回数 一人あたり最大助成額 事業対象被保険者数(実人数)			11月 から 3月 までの 実績	月 から 月	円	
合 計	円			合 計		円	
事業実施後の評価	事業実施後、事業の評価を記載してください。(できるだけ具体的に記入)						

注)1. 各事業ごとに別葉とすること。
2. 「事業分類」欄には、別表の1基準額欄に記載されている事業(1)～(5)から選択して記入すること。
3. 「目的・事業内容」欄には、実施する事業について、目的、項目、対象、実施方法等を具体的に記入すること。
4. 「事業実施後の評価」欄には、目的の達成状況、効果等について、データを用いできるだけ具体的に記入すること。
(詳細について別添可)

平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金実績額調書

(市町村名)

区 分		総事業費 (A)	寄付金その他の 収入見込額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	対象経費の支出 予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	広域連合補助 基本額 (G)	広域連合補助 所要額 (H)	備考
長寿・健康増 進事業の実施	交付要綱別表中 (1)健康診査事 業			0			0	0	0	
	交付要綱別表中 (2)～(5)に係る 事業			0			0	0	0	
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 色のついたセルには計算式が入っていますので、入力不要です。
 2 (A)欄は本事業に要する全ての経費の見込み合計額を記入すること。
 3 (E)欄は要綱別表で算出した基準額を記入すること。
 4 (F)欄は各事業内容ごとに(D)欄と(E)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 (G)欄は各事業内容ごとに(F)欄と(C)欄を比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 (H)欄は(G)欄の千円未満切捨て額を記入すること。

(別紙3内訳書)

長寿・健康増進事業 (計画 ・ 実績)

(市町村名)

事業分類				細分類			
事業名							
目的・事業内容							
実施期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日						
当該事業に要する費用の計画額				当該事業に要した費用の実績(見込)額			
金 額	左の金額の積算内訳			実施時期	金 額	左の金額の積算内訳	
円				4月 から 10月 までの 実績	月 から 月	円	
				小計			
	※個人に対する助成は下記を記載のこと 一人あたり助成単価 一人あたり助成上限回数 一人あたり最大助成額 事業対象被保険者数(実人数)			11月 から 3月 までの 実績	月 から 月	円	
				小計			
合 計	円			合 計		円	
事業実施後の評価	事業実施後、事業の評価を記載してください。(できるだけ具体的に記入)						

注)1. 各事業ごとに別葉とすること。
2. 「事業分類」欄には、別表の1基準額欄に記載されている事業(1)～(5)から選択して記入すること。
3. 「目的・事業内容」欄には、実施する事業について、目的、項目、対象、実施方法等を具体的に記入すること。
4. 「事業実施後の評価」欄には、目的の達成状況、効果等について、データを用いできるだけ具体的に記入すること。
(詳細について別添可)